



平成29年10月11日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分について

労働局からの通報を端緒として、平成27年8月3日に有限会社朝美運送に対し、監査を実施しました。その結果、平成29年10月11日付けをもって、同社に対する貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業停止の行政処分を下記のとおり行ったのでお知らせします。

記

1. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：有限会社 朝美運送
- ・ 主たる事務所の位置：山梨県北杜市高根町上黒澤1089番地2
- ・ 代表者名：古屋 朝布

2. 処分内容

- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分

当該事業者の本社営業所（山梨県北杜市高根町上黒澤1089番地2）について、30日間の事業停止。

3. 違反行為の概要

平成27年8月3日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、他2件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

その結果、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局公示）記5（1）②に定めるところによる「事業停止処分」に該当することとなったことから、貨物自動車運送事業法第33条に基づき、一般貨物自動車運送事業の全部停止処分としたものです。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：岩淵、西田、野村

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成29年10月11日
(2) 事業者の氏名又は名称 及び主たる事務所の位置	有限会社 朝美運送
	代表者名 古屋 朝布
	山梨県北杜市高根町上黒澤1089番地2
(3) 当該行政処分等に係る 営業所の名称及び位置	本社営業所
	山梨県北杜市高根町上黒澤1089番地2
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間
(5) 主な違反事項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条
(6) 違反行為の概要	労働局からの通報を端緒として、平成27年8月3日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 30点
	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 30点